

2. 役員選出方法に関する規程

(目的)

- 1 会則第18条による役員選出を円滑ならしめるために本規程を定める。

(選挙管理委員会)

- 2 会長は正会員の中から、選挙管理委員5名を委嘱し、選挙管理委員会（以下「選管委」という）を組織する。
- 3 選管委は会長の命により選挙に関する事務処理を行う。
- 4 選管委は互選により、委員長・副委員長各1名を選出する。委員長は選管委を代表し、その業務運営の責に任じ、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはこれを代行する。委員は選管委の業務を行う。

(被選挙権・選挙権の付与)

- 5
 - 1) 被選挙権は理事任期満了年度の前年度会員であり、選挙投票締切日において、引きつづき正会員である者に付与される。
 - 2) 理事任期中に65歳に達する会員は被選挙権を有しない。
- 6 選挙権は当該役員選挙開始日の6ヶ月前において、正会員である者に付与される。

(理事の選出)

- 7
 - 1) 理事には会員選出理事および会長推薦理事をおくものとする。
 - 2) 会員選出理事の選挙（理事選挙）は全会員の書面または電子投票による。選出定数は20名とする。
 - 3) 理事の当選者はそれぞれの得票数の順により、上位から定数までとする。ただし、女性理事の割合を少なくとも女性会員数を充分反映したものにしなければならない。また、当選者から辞退の申し出があった場合には、理事会において審議し、承認されたときには次点者を当選とする。
 - 4) 定数の境界に同点者が生じた場合は選管委がこれを抽選とする。
 - 5) 会長推薦理事は会長が推薦する。推薦定数は理事会において決定する。
 - 6) 日本体育・スポーツ・健康学会における大阪地域代議員が役員選挙により選出されなかった場合は、会長がこれを会長推薦理事として任命する。
- 8
 - 1) 理事選挙は、7名連記とする。理事に当選した会員によって理事辞退の申し出があることを周知する。
 - 2) 投票は、指定の期日までに選管委に到着したものををもって有効とする。

(会長・副会長・理事長選出)

- 9 会長、副会長、理事長は理事による互選とする。
- 10 会長の連続しての任期は3期（6年）までとする。
- 11 理事長の任期は原則として1期とする。

(監事の選出)

- 12 監事2名は正会員の中から会長が任命する。

附則

- 1) 平成23年3月20日より施行する。
- 2) 平成23年10月21日より施行する。
- 3) 平成28年3月13日より施行する。
- 4) 令和6年3月17日より施行する。